

第3号様式

入札説明書

この入札説明書は、平成30年3月1日付け平成30年北海道檜山北高等学校告示第1号により公告した一般競争入札（以下「入札」という。）に関する説明書である。

この入札を次のとおり実施する。

1 契約担当者等

北海道教育庁檜山教育局長 河野 秀平

2 入札に付す事項

(1) 契約の目的の名称及び数量

ア 名 称 北海道檜山北高等学校農場等管理業務

イ 数 量 一式

(2) 契約の目的の仕様等 委託契約書（案）及び業務処理要領による。

(3) 契約期間 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで。

なお、この契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に規定する長期継続契約であるので、この契約に要する経費の歳入歳出予算の減額又は削除があった場合には、この契約を解除することできる旨の特約を付している。

(4) 履行場所 北海道久遠郡せたな町北檜山区丹羽360番地1 北海道檜山北高等学校

3 入札に参加する者に必要な資格

平成30年北海道教育庁檜山教育局告示第8号に規定する北海道檜山北高等学校農場等管理業務の資格を有すること。

4 契約条項を示す場所

久遠郡せたな町北檜山区丹羽360番地1 北海道檜山北高等学校 事務室

5 入札執行の場所及び日時

(1) 入札場所 久遠郡せたな町北檜山区丹羽360番地1 北海道檜山北高等学校 会議室

(2) 入札日時 平成30年3月20日（火）午前11時00分

(3) 開札場所 (1)に同じ

(4) 開札日時 (2)に同じ

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

入札保証金は、免除する。ただし、入札に参加しようとする者が契約を締結しないこととなるおそれがあると認められるときは、入札保証金又はこれに代える担保の納付を求めることがある。

(2) 契約保証金

契約保証金は、免除する。ただし、契約を締結する者が契約を履行しないこととなるおそれがあると認められるときは、契約保証金又はこれに代える担保の納付を求めることがある。

7 郵便等による入札の可否

認めない。

8 電子入札の可否

認めない。

9 契約書作成の要否

要

10 その他

(1) 最低制限価格

この入札は、地方自治法施行令第167条の10第2項の規定による最低制限価格を設定している。

(2) 無効入札

開札の時において、3に規定する資格を有しない者がした入札、北海道財務規則（北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(3) 落札者の決定方法

地方自治法施行令第167条の10第1項に規定する場合を除き、財務規則第151条第1項の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で、かつ、最低制限価格以上の価格のうち、最低の価格をもって入札（有効的な入札に限る。）した者を落札者とする。

(4) 落札者と契約の締結を行わない場合

落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとさ

れた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。

- (5) 入札金額等に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の取扱い

ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。ただし、落札者が共同企業体の場合であって、その構成員の一部に免税事業者がいるときは、共同企業体消費税等免税事業者申出書を提出すること。

- (6) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

ア 名 称 北海道檜山北高等学校

イ 所在地 郵便番号049-4433

久遠郡せたな町北檜山区丹羽360番地1

電話番号 0137-84-5331

F A X 0137-84-5333

- (7) 前金払

前金払はしない。

- (8) 概算払

概算払はしない。

- (9) 部分払

部分払はしない。

- (10) 入札の取りやめ

初度の入札において、入札者が1人の場合であっても、入札を執行する。

- (11) 入札の取りやめ又は延期

この入札は、取りやめること又は延期することがある。

- (12) 入札執行の公開

この入札の執行は、公開する。

- (13) 債権譲渡の承諾

契約の相手方が契約の締結後に中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第3条の4の規定による流動資産担保保険に係る融資保証制度を利用しようとする場合において、この契約に係る支払請求権について契約者が債権譲渡承諾依頼書を道に提出し、道が適当と認めたときは当該債権譲渡を承諾することができることとしているので、留意すること。

なお、承諾依頼に当たっては、道が指定する様式により依頼すること。

- (14) その他

この公告のほか、競争入札心得その他関係法令の規定を承知すること。